

飯田税理士事務所 news

2013年11月20日(水)

〒220-0032 神奈川県横浜市西区老松町29-8 アトラス野毛山306
飯田真之税理士事務所 TEL 045-262-8417
Email iida-cpta@xb3.so-net.ne.jp

特別法優先の原則と電子申告

自署押印に係る罰則規定

法人税法には、納税申告書に代表者の自署押印を義務付けており、この規定に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する、とされています。

納税申告が、納税者の財産権を侵害するもので、かつ、自らにとって不利益を生じさせる自己の租税債務を明らかにする行為であるところに自署押印の意義があります。納税申告書の内容が納税者の真意に基づくものであることを明確にすることです。

電子申告では自署押印不要

それほど重視されていた自署押印が、電子申告ではあっさりと無視されています。

財務省の、税制改正解説書では、税理士が納税者から依頼を受けて作成して送信する税務書類については、公共的使命を負った税理士が税理士業務として作成し、税理士の電子署名をして送信するものであり、税理士により依頼者の本人確認等がなされていることから、依頼者の電子署名等まで求めなくとも問題ないと考えられるから、とされています。

そこまで言うなら、紙ベースでの申告書についても、同じ扱いにすべきと、考えてしまいます。

根拠法は何か、税法での根拠は

電子申告の根拠法は、税法ではなく、総務省管轄の行政手続電子化法です。細目は、各省庁の定める省令（規則）に委ねられており、国税に関しては財務省の国税電子化省令が定めるところとなっています。

電子申告は、紙ベースのものを電子化することが趣旨だったのですが、それに止まらず、税法における申告等手続規定の実質的な改変をしています。

その結果、税法では、懲役刑を科されるようになっていても、電子申告に係る法律の中では適法となるような矛盾した状態になっています。

税法と電子化法との適用関係

法律と法律の間には、矛盾した規定が存在することがあります。○○法の第○条の規定に拘わらず、との前置きがあれば優先劣後の関係は明確ですが、それが不明なときは、一般法に対して特別法が優先して適用されます。税法本法と租税特別措置法との関係の如くです。

国税諸法と行政手続電子化法の国税部分との関係も一般法と特別法の関係として理解することになります。

